

令和7年度 世田谷区立池之上小学校「いじめ対応フローチャート」

いじめ防止基本方針の周知（年度初めの保護者会にて）

- ・いじめの定義について
- ・いじめは絶対に許されるものでないこと
- ・いじめはどの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものであること
- ・いじめが発生した場合には、学校と保護者が連携・協力して解決に当たるべきであること

いじめの把握

- 本人からの相談 ○友達からの訴え ○保護者からの訴え ○教職員の気付き等 ○アンケート調査から

情報収集及び報告

【初期の情報収集・聞き取り】

- ・複数対応（原則として「個別」に「別室」で聞き取る）
- ・事実確認（5W1H 「いつ」「どこで」「だれが」「だれを」「何をした」「どのようにした」）

※初期情報収集でのポイントを参照しながら事実を正確に把握し、整理できるように注意すること（令和6年4月 教育指導課作成）

【報告】

- ・担任→学年主任（学年間での情報共有の徹底）
- ・担任+学年主任→生活指導主任及び管理職
- ・聞き取り後→生活指導主任及び管理職

いじめ防止対策委員会の開催

委員会メンバー：管理職、生活指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC

- ・情報収集した内容の共有、いじめの認知（認知に至らない場合は更なる情報収集と経過観察）
- ・対応方針の検討及び役割分担、関係機関との連携の検討

保護者への連絡および情報提供

【いじめを受けた児童の保護者】

- ・認知したいじめの内容及び今後の対応策について情報提供する。
- ・児童の学校及び家庭での支援の具体的な方策を相談する。

【いじめを行った児童の保護者】

- ・認知したいじめの内容及び今後の対応策について情報提供する。
- ・児童の指導や支援についての協力を要請する。
- ・学校での指導及び家庭での支援の相談をする。

いじめ解消に向けた対応や指導及び教育委員会への報告

【対応や指導】

- いじめを受けた児童に対して
- ・教員やインクルーシブ教育支援員、学校生活サポート等による見守りを強化する（1週間）
 - ・スクールカウンセラー面談（希望に応じて）
 - ・学習支援の方法の検討
- いじめを行った児童に対して
- ・被害感情の理解を促す
 - ・「いじめは絶対に許されない」ということの指導
 - ・いじめを受けた児童への謝罪
 - ・家庭と連携した継続的な言葉掛け

【教育委員会への報告】

- ・様式1の提出（いじめ防止対策委員会にて、認知したすべてのいじめ）
- ・状況に応じて、電話等による対応の協議
- ・いじめによる欠席が続いた場合、重大事態についての協議

経過観察

- ・いじめ解消に向けた対応や指導後も経過観察を行い、いじめ解消の最終的な判断は、いじめ防止対策委員会で行う。